

# 島原市報道資料

平成30年10月31日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので、お知らせします。

記

指名停止の業者名	(株)西原環境 九州支店 福岡市博多区井相田2-2-3
指名停止の期間	平成30年10月31日から 平成30年11月29日まで 1ヶ月間
理由 島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第2項〔別表第2第10項（不正又は不誠実な行為）〕該当	(株)西原環境と同社の使用人（現場代理人）は、日本下水道事業団が発注した北海道室蘭市の下水処理設備工事において、平成28年12月19日に発生した下請会社従業員が塗装作業中に墜落死亡した事故に関し、墜落の危険がある作業床開口部に囲い等を設けず、労働災害防止に必要な措置を講じなかったとして、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反の容疑で札幌区検察庁から略式起訴されたため

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園



担当： 島原市 契約管財課  
契約検査班 酒井  
電話：0957-63-1111（内線263）  
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん